

一九世紀秋田藩林政と近代の秋田杉

はじめに

- 一 秋田杉林成立に関する研究
- 二 文化期林政改革と保続政策
おわりに

はじめに

筆者はすでに拙稿⁽¹⁾において、秋田藩の林政が森林資源保続を実現していたのかどうかを検討したが、少なくとも文化期の林政改革までは森林資源保続の施策に実効性はみられず、一九世紀までの秋田藩林政の基調は森林資源保続ではなく、材木伐出⁽²⁾と森林資源開発であり、森林資源保続は実現していなかったことを指摘した。そこで、一九世紀以降の林政の基調についても検討する必要がある、本稿では文化期の林政改革とその実効性の有無を明らかにする。

一九世紀秋田藩林政と近代の秋田杉

脇野 博

なお、前掲拙稿に誤りがあつたので、この場を借りて訂正しておきたい。前稿において秋田藩政初期の家老である渋江政光について、「藩政初期の家老である渋江政光は次の遺訓を残した。渋江政光は寛永一八年（二六四一）に没しており、この遺訓は寛永末期の秋田藩の森林資源状況を念頭に置いてのものであると思われる。」（一一頁）と述べたが、右の渋江政光の没年は誤りで、天正二年（一五七四）に生まれた渋江政光は慶長一九年（二六一四）に没した。前稿では、渋江政光が森林資源枯渇を憂慮した遺訓を残したことから、一七世紀半ば頃にはすでに藩内の森林資源枯渇が問題視されていたことが読み取れることを指摘した。しかし、渋江政光の没年が慶長期であつたことは、一七世紀半ばよりもっと早い時期、即ち慶長七年（二六〇二）に佐竹義宣が秋田に入部しほどなくして、森林資源の枯渇が問題視されるようになったことを意味しており、藩政当初から藩内森林の乱伐が激しいものであつたことがうかがえる。「御遷封之頃は山林も充満致候積に候得共⁽³⁾」とあることから、佐竹入部の頃は森林資源も豊富であつたようだが、この豊富な森林の枯渇が心配されるほどに乱伐が急速に

進んだと思われ、秋田藩においては藩政当初からすさまじい勢いで森林が開發されたと考えてよいであろう。

一 秋田杉林成立に関する研究

近代以降の秋田杉林成立については、第二次大戦前から現在に至るまで関心が高く、主として林学の分野で詳細な研究が行われてきた。それら諸研究が指摘するところは、近世に秋田杉のほとんどが伐り尽くされ、その後に生育した杉が近代以降の秋田杉林を形成したという点である。近年、北秋田市阿仁の佐渡スギ群落保護林の成立過程をスギ伐根の年輪解析によって推定した太田敬之氏は、かつて行われた米代川流域国有林の八事業区における杉伐根(合計約二〇〇〇本)年輪数調査を取り上げ、ほとんどの杉個体の発生時期が一七五〇年(寛延三年)前後に集中し、この時期に県内全域で杉林が伐採され、その後^③に成立したものが近代以降の林分を形成したと考えられたことに言及している。また、寺崎康正氏によれば、第二次大戦後に存在した天然秋田杉の基礎は文政期の林政改革によってつくられ、それは佐竹氏の秋田入部から一〇〇年ほどで原生林であった天然秋田杉の大径木がほとんど伐り尽くされたからであった^④。佐竹氏入部から百年ほど、即ち一八世紀初め頃には秋田杉がほとんど伐り尽くされたことは、前掲拙稿においても確認したが、その後の一〇〇年ほどは林政改革を行ったにもかかわらず、その効果がなかったことは寺崎氏の指摘するところでもある。

さて、先述の太田敬之氏は年輪解析によって佐渡スギの発生時期は一六八一年(延宝九)〜一七三一年(享保一六)と推定し、過去の生育環境につ

いて、杉は発生当初は良好な環境下にあったが成長は一度低下し、一七九〇年(寛政二)を境にほとんどの杉の成長が改善するパターンがみられたとする。そして、この佐渡スギ林では「過去に二回の広域で強度な攪乱があり、現存の杉が最初の攪乱で発生し、二回目の攪乱でその杉の生育が改善され、また攪乱については杉の伐採によって最初の攪乱が生じ、杉伐採後に生育した広葉樹の伐採によって二回目の攪乱が生じた」と推察している^⑤。この太田氏らの指摘からは、佐竹氏入部から百年ほどを経る一七〇〇年前後に杉が乱伐され、その跡地に現存する杉が生育し、またその杉は広葉樹が繁茂したことで一旦は成長が低下したが、一八世紀末の広葉樹伐採によって生育が良くなったことがわかる。

また、澤田智志氏は北秋田郡上小阿仁村北西部の杉天然林に生育する天然杉の成長解析を行い、天然林内では一八〇二年(享和二)頃平均樹齢四五年頃に大規模な攪乱があつて、その後は一九二四年(大正一三)の間伐まで無攪乱の状態が続いたこと、さらに大規模な攪乱は上層木の伐採であり、それによって下層木の成長が促進されたと推察している^⑥。この澤田氏らの指摘からは、現存する杉が一八世紀半ばに発生し、その杉は上層木の伐採によって一九世紀初頭に成長が良くなったことがわかる。

以上のこれまでの研究成果によれば、秋田杉は一八世紀までにその多くが伐採され、一八世紀以降その伐採跡地に新たに杉が生育し、それらの杉が現在まで残ったことがわかる。そうすると、一八世紀以降に生育した杉がどのような形で生育し、また現在まで残ったのはなぜかということがある。これを考える上で、もつとも重要な研究が岩崎直人氏の研究である。

秋田藩林政・林業の解明を通じて近代以降の秋田杉林形成過程を明らかにした大著『秋田縣能代川上地方に於ける杉林の成立並更新に関する研

究』をはじめとする岩崎直人氏の諸業績は、右に述べた戦後の秋田杉林形成の研究においても先駆的研究として位置づけられてきた。本稿では、岩崎氏の秋田杉林形成についての見解を、岩崎氏がその見解を端的に述べた論文からみておくことにする。岩崎氏は林学会雑誌に発表した論文において、山本郡岩川地方の民間の杉林について、杉林形成の要因を次のように述べている。⁽⁸⁾

以上によりて考察するに、現在のスギ林も、主として枝條によつて繁殖し、現在の如き森林を形成したもので、これが原因は三つあると思ひます。(一)は山火事の防備を厳にして、スギの根元の枝を枯らすことなく、枝條による更新を容易にした事で、延寶の初年に於ける記録にも、春季融雪を待ちて、スギ林近傍の山に地焼を勵行し、野火の延焼を防いだ等の記事もあります。(二)は次に説明しますが、昔薪炭材が甚だしく缺乏して、頻りに潤葉樹を伐採せしこと。(三)は元來はスギの疎林なりしものを、頻りにスギを伐採したのでスギは不足し、初め七尺廻り以上を伐りしが、五尺廻り以上となり、其後弘化年代には、四尺廻り以上を伐る様になつたが、兎に角スギを保護して擇拔をなし、且つ潤葉樹を頻りに伐採したので、スギが段々繁殖し、殊に若い木が多くなつたから、盛んに枝條によりて繁殖することが、恰も、現在の岩川地方の民林の様なものであつたらうと思ひます。(五、六頁)

されば、現在スギ林の年齢粗々一齊なるは、昔から擇拔をした結果なるは勿論なるも、また鑛山事業全盛時代に於て、盛んに潤葉樹を伐採した為めに、一時に多數の立條、伏條を生じた事に原因するもの少なくないと思ひます。今スギ林の樹齡を見るに、各地共に一四〇—一八〇年位であり、これに伐採點に達するに要する年數を、大約四〇年と

して之を加算すれば、一八〇—二二〇年となり、鑛山事業の全盛時代と粗々一致します。即ち近世に至りては、潤葉樹が甚だしく減少し、スギ立木で鬱閉した為めに、枝條生の小徑木や、根元の枝が枯死して、一齊の純林態をなし、却つて更新の途を失つた個所が多く、今も潤葉樹の多少混淆せる處には、枝條生の若い木も相當にあります。(七頁)

岩崎氏が右の民間杉林を实地調査した当時(昭和初期)に現存していた秋田杉は、枝條によつて繁殖したもので、その繁殖を促した主な要因は近世後期の択拔(森林内の樹木の一部を抜き伐りすること)実施と、潤葉樹(広葉樹)の盛んな伐採であつた。なお、枝條による繁殖とは、母樹の根元に近いところから出た枝が独立の樹木として成長することで、天然更新である。要するに、秋田杉や広葉樹を伐採した跡地に杉の枝條から発生した杉が生育し、択拔実施の効果も加わつて秋田杉林が形成されたのである。この秋田杉の發生に関する見解は、前掲著書において秋田杉の主産地である能代川上地方(現在の米代川上流域)を対象にして詳しく述べられており、岩崎氏は次のように結論づけている。⁽⁹⁾

鉈伐を爲せば潤葉樹の大徑木は繁茂すべきも、小徑木を減して更新の途を塞ぎ、永年これを繼續する中、大徑木も枯死し、或は潤葉樹の缺乏によりて斧伐をなされて潤葉樹は減少し、またスギの大中徑木も古來伐採したるを以て、スギ稚樹はこの機に乗じて甚だしく繁殖し、遂に現時の林相をなしたるを述べたり(四七九—四八〇頁)

つまり、米代川上流域に当時現存した秋田杉林も、広葉樹や杉の伐採跡地に植林ではなく天然更新によつて形成されたのであつた。それゆえ、昭和初期に現存していた杉林についてはこの岩崎氏の見解にしたがえば、秋田藩林政における森林資源保続政策のうち、植林は實質的には効果がなか

ったことになる。そして、近代の秋田杉林が広葉樹伐採の結果形成されたことについては次のように述べられている。

混清林に於て一方の樹種を保護し、他方を連りに伐採するに於ては、漸次保護せられし樹種が勢力を占むること疑なく、秋田藩に於ては舊來針葉樹を保護したるも、潤葉樹就中薪材は自由に伐採せしめたるを以て、漸次針葉樹特にスギを増加し、潤葉樹は甚だしく減少せり。

(中略)、黒森山には寶永年中より南秋田郡中津又外四村の炭焼入會あり、殊に正徳二年(一七二二年)以來御薪方に於て薪材として主としてブナ、イタヤカヘデの類を伐採し、且つ製炭をなしたるため、天保の頃に至りては殆んど潤葉樹を減し、スギ林と化したるものにして(三二九頁)。

以上のように、一八世紀に天然更新によつて発生した秋田杉が成長して近代の秋田杉林が形成されたことは、文化期の林政改革の評価を考へるうえで少なくとも、同林政改革における植林政策が実際にほとんど機能しなかつたことを示唆しており、この点については前掲拙稿でも言及したとおりである。それでは、森林育成過程における保続政策についてはどうであつたのであろうか。そこで次に、文化期林政改革における保続政策について検討したい。

二 文化期林政改革と保続政策

武田英文・澤田智志両氏は一九世紀の育成過程における保続政策について次のように指摘している。¹⁰⁾

秋田スギに関する文献(寺崎、一九六二)によれば、佐竹藩の就封(一六

〇二年)以後一〇〇年程度で、原生林の状態にあつたスギ大径木のほとんどは伐りつくされていたと紹介されている。そのため、藩は積極的な林政改革を行い、その政策の一つとして択伐(林分内の成熟木を一定の期間で抜き切りすること)類似の作業法を取り入れ実施したため、現在のスギ天然林成立のための基礎となつたとされている。ただし、秋田地方にける天然更新の形態は地域により若干異なっており、秋田市近郊の仁別や男鹿では人力による造林が行なわれた記録があるのに対し、県北部の北秋田郡上小阿仁村などでは自然発生した稚幼樹が生育したものが多くことが分かっている(岩崎、一九三九)。天保時代(一八三〇―一八四三年頃)にはスギの壮齡林が各地に成立し、径級が増大するにつれて用材生産のための択伐が行われた。

保続策として択伐が実施されたことがわかるが、択伐による保続が林政改革においてどのような位置づけがされたのかをみておこう。次の史料は文化期林政改革の基本方針・施策を定めた文化二年(一八〇五)の「文化二丑年九月被仰渡ケ条」¹¹⁾である。

文化二丑年九月被仰渡ケ条

一、御領中惣而木山之義、格別之思召を以被相改、御財用奉行一手之取担ニ被仰付、各支配ニ被仰渡候、前以被仰渡候通、山林伐尽に相成候而者、田畑之荒廢村居之衰ひ而已ならず、急水之變旱魃之憂川形之變地等ニ至候而者、全山林伐尽より相生、并材木薪炭価之昂低御国中一統ニ相係り、一ツとして不輕事ニ候、宝曆年中被仰渡候通以來山林取立之御仕法掛り吟味役并同役申會、猶も所存被相尽、百姓共へ篤ト申會、諸樹植繼山沢繁茂致候様ニ入精可被相勞候、御時節柄ニ候得共、種実苗木取立等御入方者可被指出候間、追々取調可

被申聞候

一、杉・檜・松・けいやぎ栗・桂・漆・桑、其外薪山・炭山共絵図帳面ニ取立可被持出候、植立林・鄉村林・符人林・寺社林・地頭林・屋敷添・畑添共、右同様取調可被差出候

一、青木之儀者公山者勿論其外たり共、沓ヶ年隔ニ村よりも林帳為差出、取調扣置可被申候

一、近年御山守被相止、麓村見継ニ被仰付候山処も有之所、吟味も行届兼御不取締之事ニ相聞得候、御時節柄不少御入方ニ相抱り候得共、

以前ニ被相復、御山守被建置候間、山之広狭道之遠近ニ寄り、人数増減之次第も可有之間、先年ニ不相泥吟味之上可被申聞候

一、新林者山野共草飼之内も可成丈ヶ為植立、村居勝手ニ相成候様ニ可申付候、自今以後取立候分山分ヶ字所并誰取扱、符人誰、木数何程と相記、一ヶ年限ニ取纏、御財用奉行へ可被書出候、猶各手内へも無落扣置可被申候

一、栗・柿・胡桃・榎・漆・竹之類、其土地ニ宜敷キを見計ひ山々屋敷々々へも為植立可被申候、川添之村居者川留ニ相成候様ニ川端へ柳可被取立候

一、炭山被明置候節、前々被仰渡候通、根株堀取候義暫ク可被停止候

一、野火除之義、其時節ニ至候ハハ触流之義可被申立候

一、御直山材木・小羽指出方、時節相後候而者流木等有之御損亡之義者勿論、第一御用材木御指支而已ならず、御家中之面々御申請候事迎も迷惑ニ相及候義者各被相心得候通ニ候、尤年之模様ニ寄り候事ト者乍申、雪之厚薄ニ応し夫々取扱形も可有之事ニ候、此末柚子等被相増、雪解ニ不相成候内可被指出候、種木・細木等を勞り跡山取

立候義嚴ニ可被遂吟味候、薪山・炭山迎もけいやぎ・桂其外雜木たり共、直成木柄ハ相除候様ニ被申渡候

一、大木や其外共、於上御普請被成置候場所、其向寄より杉并雜木被指出便利之処者、大木屋方吟味役御普請役見分被仰付、被指出候義も可有之候間、其旨可被相心得候

此ヶ条、向寄御普請臨時御入用之節、近村符人植立木郷林共大木屋方役人相對を以為伐取、追而願書為持出候事、御引上御預木も右同様之積、御留山青木者此例ニ無之候

一、能代阿仁銅山之義、是迄之通両支配ニ候間、此旨可被相心得候
右条々能々指心得、何に義も木山方吟味役へ無覆藏取合、御為第一諸山之取立候様出精可被相勤候

右の文化二年ヶ条では、山林の調査、御山守の再設置、植林の奨励などの方針が打ち出されたが、森林育成過程における保統策としては傍線個所の「種木・細木等を勞り跡山取立候義嚴ニ可被遂吟味候」とあること、即ち未成長の木を大切に保護し、伐採跡地の木の生育に十分に注意を払うという策しかなかった。また、文化期林政改革のもう一つの基本方針・施策を定めたものが次の文化六年（一八〇九）「林取立役江為心得申含候演舌覚」である。¹²⁾

林取立役江為心得申含候演舌覚

一、木近年伐尽ニ相成、当時之姿にてハ平年御家中江被渡置候御材木小羽も指支、畢竟木山方仕法相弛候故、中古迄ハ御材木沖出御利潤も式万兩程も有之、一方御借相立候儀者各被心得候通候、御領中三分一ハ御田地、三分二ハ山処ニ相当候程にて、御林之儀者御田地ニ次候産にて、第一水ノ目ニ相成御田地根元ニも相立候、然ル所近年

之姿ニ成行候ハハ御国土之盛衰ニ相係り、不容易御事ニ候、依て
三・四年來木山仕法御改正被成候、此通ニ而御改行届候て拾五年も
過候ハハ、自然中古に復し往々数千金宛御備ニも可相成、第一者
各々勤惰ニ相預り候事故、是上猶又旧染不相泥、御改正之御趣意ニ
基キ山林守護相立候儀專一出精可被致候、以來勤惰取調御賞罰に預
候儀ニ可申上候御仰含候間、廻山等無怠可被相勤候、兼て時々申談
候へとも猶又ヶ条を以御沙汰之上申談候

一、廻山之儀者春秋惣廻山ハ勿論、袖所付添等之序ニも其向寄不時廻
山致、六郡諸山之儀委曲銘々篤と不心得候てハ不相成候事故、一ト
通之廻山ニてハ、蔭々之吟味不行届使然不埒ニ成行候間、蔭々まて
も吟味行届候様ニ可被致候、尤廻山毎度、沢・峰之字所・青木・雜
木之多少・山林之盛衰等具サ相考、絵図面添書載ニ致可被指出候
一、廻山毎度重り候得者、村方物入ニも相成候事故、自然御百姓氣受
ヶ茂不宜山林衰可相至候ニ付、廻山之節土産物等を始、村々人馬
宿々賄等に至迄、村方費候に不相成候様心付、御改之御趣意ニ不戻
候様ニ可被致候

一、麓村之人氣ニ從ひ如何様ニも申論し、林立候様可被致候
一、岩見・三内・新城并馬場目・岩川等之ヶ処、今以徒伐等有之由ニ
相聞得候間、能々被申合吟味可被致候、其時々吟味形可被下聞候、
其外迎も右同様吟味可被相尽候

一、近年小耗小羽御直山出シ別而不宜候趣其向申出候間、各付添極印
入置候節、寸尺共吟味相改メ、悪敷分ハ作爲直候上、手代・山頭之
出精不出精相糺、此表江可被申立候、体ニより山師も不念可被仰付
候、諸材木・小羽とも右同様可被相心得候、末木等も可成丈ヶ為指

出、木も無用ニ不費候様ニ山林勞り袖入可為致、袖入中紛敷儀等無
之様山子耆人限日々之働手札為指出、帳面ニ認置吟味可被致候、分
外之働有之者ハ可被申聞候、体ニより御賞又者御叱可被成候

一、林之御注進植立并苗木取立候者、又ハ為過料植立申付候分、見分
之上実否取糺帳面ニ致可被申聞候、猶又壹ヶ年之取立御注進植立等
ハ、惣員數ヶ高を以年々歳末ニ取纏可被申聞候

一、御直山麓村ハ別而植立相進候様可被致候、自分之植立林無之候得
ハ自然徒相生候事ニ候

一、御山守之勤惰廻山之毎度心付吟味致、評議之上可被申聞候

一、六郡木山絵図、年久敷ニ随ひ紛乱致候、改正之儀兼而吟味役江申
含置候間、申合懸り相定、來夏比迄出來可被致候、惣して吟味役と
心を合、何儀たりとも申合之上可被申聞候、事ニ寄難申合儀并是迄
不申合被申聞候儀者、尤無申合直々可被申聞候、吟味役も春秋ハ別
而被相廻候間、同様廻山可被致候

一、御直山袖入箇処并ニ拝領木・御引上木、其節急度帳面不紛乱候様
取纏、歳末大數見解易く相認可被申聞候

一、各勤方古來より之御定時々相改候事ともヶ条書ニ致、來正月始迄
ニ可被申聞候、御振合により取捨之儀も可有之、御吟味之上後來之
掟ニ可被相定候間、篤と吟味可被書出候

一、又鬼共より御用熊皮・熊胆納不足之節も候故、兼て人數等も取調
吟味之上追て可被申聞候

一、委曲逐一ヶ條ニも難尽候間、御改正之御趣意相考、兼々申談候通
専ラ心を可被相用意存付之儀者、銘々ニも可被申聞候宜事者御沙汰
ニも可相及候

右之趣、在々同役共江も可被申候候

(後略)

右の文化六年演舌覚では、廻山(山林の見廻り)の強化、木山絵図の整備、さらなる植林奨励などが打ち出されたが、森林育成過程における保続策としては傍線個所の「近年小柗小羽御直山出シ別而不宜候趣其向申出候間、各付添極印入置候節寸尺共吟味相改メ、悪敷分ハ作為直候上、手代・山頭之出精不出精相糺、此表江可被申立候、体ニより山師も不念可被仰付候、諸材木・小羽とも右同様可被相心得候、末木等も可成丈ヶ為指出、木も無用ニ不費候様ニ山林勞り袖入可為致」とあること、即ち小羽などの材木を丁寧に取り、末木などもできるだけ利用するなど節材を心がけて森林の浪費を防止する策しかなかった。

以上のように、文化期林政改革の基本方針・施策においては未成長の樹木の保護と森林の無駄な伐採防止という、保続策としては積極的とは言えない難い施策しか講じられなかった。それでは択伐はどのように実施されていたのであろうか。岩崎氏は択伐について次のように述べている。¹³⁾

擇伐に當りては、全區域を一時に伐採することなく、土地の廣狭針葉樹の多少によりて、これを三―四の區域に分ち、一區宛伐採して製品の數量を概査したる上、更に次の區域を伐採するものにして、此法を「際見」と稱し、各區の伐採完了を「際見明」と稱し、若し全區域を伐採しても尚豫定の數量に充たざる時は、「押取」と稱し不足額を全區域より伐採し、以て全區域を均等に伐採し、一部分に於て過伐をなすを防ぎたるものにして、此法は古くより行はれし如きも、文化八年(一八一一年)以後は際見明の際充分検査をなし、伐木夫各自の木判を定めて伐根にこれを施さしめ、或は伐木夫各自に名札を與へ、これを

其伐採せる根株に付けしめ、以て各自の伐木數と製材量とを調査する等種々の方法を設けて、伐木數の減少を計れり。(二五九―二六〇頁)

択伐は際見さきみと呼ばれ、文化期以前から行われていたが、文化期以降はその管理運営方法が整備され伐木數の減少が図られたということであった。このことから、択伐は文化期林政改革の基本方針・施策には盛り込まれなかったものの、同林政改革のなかで森林保続策の一つとして位置づけられ実施されたといえよう。しかし、択伐は輪伐である番山繰のように体系的・計画的に実施されたようでもなかった。なお、番山繰は森林保続策としては積極的な施策であるが、番山繰は主として薪炭生産を目的とした広葉樹林に導入されたため、秋田杉林の保続策としてはその対象たりえないと考える。したがって、文化期林政改革における秋田杉林形成過程における保続策は択伐などが実施されたものの、その施策は消極的なものであったといえよう。

それでは、こうした消極的な森林保続策のもとで、どのようにして近代の秋田杉林が形成されたのであろうか。その要因を岩崎氏は次のように述べている。¹⁴⁾

前述の如く弘化嘉永以後に於ても、大徑木は比較的少なく、主として三―四尺廻の中徑木を伐採したりと雖も、可成節伐に努めた御立木等として大材の備蓄を計りし結果、處として漸次大徑木を生ずるに至りし如く、(三八六頁)。

明治以前に於ては各地共に大徑木尠少にして、伐採に當りても、主として三―四尺廻の中徑木を以てし、小羽袖には最も良材を要するを以て、四尺廻以上を擇伐せしがこれとて實際五尺以上の極めて少數なりしは、(引證一七二)等によりこれを知るべく、況んや文化文政年代

に於ては斬るものすら極めて少なく、(中略)舊時の林相を目して、舊記類往々「伐盡」或は「野山同様」の字句を以てせしは、必らずしも無立木地たりし意に非ざるべく、また伐根の年齢を調査するに、現時存する立木は既に文化文政時代小徑木又は稚樹として存せしこと疑なきも、小徑木のみにして伐採利用し得る大きさに達せるもの少なく、是等により木材の缺乏を來たしたるものなるべく、然るに一〇〇年後の現時に於ては、是等の小徑木又は稚樹が一斉に發達して、大徑木のみの森林と化し、其状態舊時と全く一變するに至れり。三三八七―三三八八頁。

現時老樹巨幹鬱蒼として天を摩するが如く聳立する能代川上地方のスギ林も、舊藩時代に於ては大部分小徑木より成り、また伐採に當りても、主として三―四尺廻の中徑木より得難く、一時は斯るものすら容易に伐採し難き状態に在りて、現時と著しく林相を異にせしや疑なし、(三三八頁)。

つまり、節伐などに努めたこともあるが、文化期以降の藩政時代には秋田杉の立木はまだ小徑木の段階で伐採利用するまでに至っていないかつたため、立木が伐採されなかつたことが最大の要因であつた。要するに、秋田杉が大徑木に育ち伐採利用できる時期を迎える前に明治維新によつて秋田藩が消滅し、その後国有林が成立したため、国有林が大徑木に育つた秋田杉林の恩恵を受けることになつたのである。

文化期以降に秋田杉がいまだ小徑木であつたために伐採利用できず、材木不足におちついたことは次の天保二年(一八三二)の史料からも知ることができ¹⁵⁾。

明和年中迄ハ御材木も沢山御伐出故、私共見証も相応ニ而、重御用ニ

も相立、随而他国へも名前も相聞得候ニ付、自然御盛光を以旅人氣請も宜敷御座候所、近年來御山相衰候ニ付、御材木も至而御不足ニ相成、随而私共愈微力仕而巳ならず、旅人ニ權を被取候振合ニ而、一郷之損分ニ罷成候義、嘆敷次第ニ奉存候

右の能代材木問屋から提出された往古からの材木売私に関する書上によれば、明和年中(一七六四―一七七二)までは材木も豊富に伐出できたが、天保期には森林資源が枯渇し材木が大變不足していた。また、次の秋田藩の弘化から嘉永期にかけての雑税収入からは、材木にかかる税は税収入全体の一割前後であり、藩内における諸産品のなかで材木の占める割合が決して高くなかつたことがうかがえ、材木生産が停滞していたことがわかる。このことは幕末期の藩内森林の伐採が活発ではなかつたことを示している。

弘化三年(一八四六)

總計銀六七〇・六五七貫

内能代・久保田木材 銀七四・九六八貫(一一%)

弘化四年

同 銀八三三・五五七貫

同 銀七七・四三三貫(九・三%)

嘉永二年(一八四九)

同 銀八五一・八二七貫

同 銀七二・五九七貫(八・五%)

おわりに

近代の鬱蒼と茂る大徑木からなる秋田杉林は、一八世紀に天然更新によ

つて生じた杉が、一九世紀以降もいまだ未成熟であったために伐採利用されずに残されたために形成されたのであった。それゆえ、文化期林政改革も森林資源保続の面では植林施策も実効性を有さず、また択伐などの保続施策も森林資源、特に秋田杉の保続に關しては消極的な役割に留まったといえよう。したがって、近世秋田藩林政の基調はやはり森林資源保続ではなく、伐採優先として理解することが妥当ではないかと思われる。そして、森林資源保続という点では森林資源減少に対して施策は講じられるものの、それは基本的には計画性の薄い、長期的な視野に欠けた当面の課題に対する対処に終始したものであったといえよう。こうした短期的な視野のもとでの目の前の課題への対処が秋田藩林政の特徴とも理解できるが、これはおそらく他の諸藩や幕府も含め近世林政の基調ではないかと思われる。

こうした近世期の当面の課題に終始した林政が転換を迎えるのが近代の国有林経営であろう。官民有区分や法正林思想による森林囲い込みや徹底した管理によって、長期的な視野に立った計画的で自覚的な森林資源保続が日本で初めて実現したのではないであろうか。この点の解明も含めた近代国有林に対する検討は今後の課題としたい。

註

- (1) 脇野博「秋田藩林政と森林資源保続の限界」(徳川林政史研究所『研究紀要』第四三号、二〇〇九年)。
 (2) 「材木山盛衰並取扱諸考大略」(能代木山方以来覚)。本史料は旧秋田宮林局

が所蔵し、現在は国立公文書館つくば分館に移管された史料である。本稿では、こうした旧秋田宮林局が所蔵し、つくば分館に移管された史料については「つくば分館蔵」と所蔵先を記載する。

- (3) 太田敬之・正木隆・杉田久志・金指達郎「年輪解析による秋田佐渡スギ天然林の成立過程の推定」(日本森林学会誌)八九卷六号、二〇〇七年)。
 (4) 寺崎康正「秋田のスギ」(林業技術)二四〇、一九六二年)。
 (5) (3)に同じ。
 (6) 澤田智志・西園朋広・粟屋善雄・野堀嘉裕「秋田スギ天然林を構成する個体の成長解析」(日本森林学会誌)八九卷三三号、二〇〇七年)。
 (7) 岩崎直人「秋田縣能代川上地方に於ける杉林の成立並更新に關する研究」(社団法人興林会、一九三九年)。
 (8) 岩崎直人「秋田杉林の成立及び更新に就て」(林学会雑誌)第九卷第四号、一九二七年)。
 (9) (7)に同じ。
 (10) 武田英文・澤田智志「秋田における非皆伐施業の歴史」(武田英文編著『秋田スギと非皆伐施業』、秋田県林業改良普及協会、二〇一〇年、五五―五六頁)。
 (11) 「文化」二五年九月被仰渡ヶ条」(木山方以来覚)二二、つくば分館蔵)。
 (12) 「林取立役江為心得申含候演舌覚」(林取立役定書被仰渡扣、秋田県公文書館蔵)。
 (13) (7)に同じ。
 (14) 右に同じ。
 (15) 「能代問屋共より往古以来御材木捌方書上之事」(木山方以来覚追加、つくば分館蔵)。
 (16) 「秋田県林業史」上巻八六頁の表二二による。

